

芦屋町教育委員会会議録

令和4年第12回定例会

日 時 令和4年12月1日(木) 9時00分 ~ 9時30分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	吉 崎 強 志
	委 員	森 山 真 奈 美
	教 育 長	三 柵 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香
	指 導 主 事	大 貫 昌 平
	指 導 主 事	渡 邊 佐 智 子

「書 記」	学校教育係長	山 本 貴 之
-------	--------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 教育長提出議案について

議案第19号 芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第20号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第21号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第22号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

第4 協議事項について

第5 報告・連絡

○12月、1月の行事予定について

第6 その他

○教育長

「開会宣告」

ただいまから令和4年第12回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 9時00分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、井上委員・吉崎委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第19号 芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 議案第19号 芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○生涯学習課長 (芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明※資料のとおり)

「概要」芦屋町では、令和2年2月に町独自の方針として、書類の押印の見直しを行いました。この度国より、行政手続きの簡素化のため、約99.4%の押印廃止の方針が示されたことから、町としてもさらなる押印の見直しを進めているところです。生涯学習課所管の条例や規則を確認したところ、この施行規則に定める様式に押印欄があったことから、これを削除するよう改正するものです。また、この改正に併せて一部文言を修正するものです。

○教育長 この件について、ご意見ご質問はありませんか。ないようでしたら議案第19号について承認してよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●議案第20号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議案第20号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○学校教育課長 (芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」議案第19号と同様に、手続き上における押印の廃止という町の取り組みに伴い、様式1及び様式2の申請者欄における押印を廃止するものです。

○教育委員 様式1下部の学校長の印は残すということですか。

○学校教育課長 手続き上の申請者の押印を不要とするものですので、学校長の印はこ

れまでどおり必要です。

○教育長

その他、ご意見ご質問はありませんか。ないようでしたら議案第 20 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

- 議案第 21 号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長

議案第 21 号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

- 学校教育課長 (芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」議案第 20 号と同様に、手続き上における押印の廃止という町の取り組みに伴い、様式 1 及び様式 2 の申請者欄における押印を廃止するものです。

○教育長

この件について、ご意見ご質問はありませんか。ないようでしたら議案第 21 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

- 議案第 22 号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長

議案第 22 号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

- 学校教育課長 (芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」議案第 20 号や議案第 21 号と同様に、手続き上における押印の廃止という町の取り組みに伴い、様式 1 及び様式 2 の申請者欄における押印を廃止するものです。

○教育長

この件について、ご意見ご質問はありませんか。ないようでしたら議案第 22 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

第 4 協議事項

○教育長

協議事項はありません。

第5 報告・連絡

●12月、1月の行事について

○教育長 12月、1月の行事について

○学校教育課長 (12月、1月の行事について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (12月、1月の行事について説明 ※資料のとおり)

「補足」本日から開催のクラフトマーケットの期間が、12月24日(土)まで延長となりました。1月8日(日)には、成人式から名称を変えた二十歳のつどいを開催します。

○教育長 欄外の卒業証書授与式の日程もご確認ください。

○教育委員 卒業証書授与式への委員の出席はどうなりますか。

○学校教育課長 現時点では校長会にて日程を確認したところです。詳細は今後検討した後、皆様にご報告いたします。

第6 その他

○教育長 その他、確認事項などありますか。

○生涯学習課長 12月10日(土)、人権まつりを開催しますので、ぜひご参加ください。当日上映する映画は、先日東京のキー局の番組でも取り上げられるなど注目を集めています。

○教育委員 11月に開催された芦屋小学校での「芦小まつり」に参加しました。コロナ対策のため飲食がないなど、従来とは違った形でしたが、子どもたちはルールを守りながら楽しく過ごしていました。早く元の形に戻れることを願っています。また、給食時の黙食に関する報道もありましたが、芦屋町ではどのように考えていますか。

○教育長 文部科学省からの通知のことですが、黙食を基本とするとの記述が削除されたり、屋外でのマスク着用が緩和されたりしても、これまでの習慣をすぐに変えることは難しいかもしれません。校長会などでも今後協議することになると思います。

○教育委員 コロナ感染が落ち着いておらず、インフルエンザ感染も心配されているので、慎重に対応するのがよいのではないかと思います。

○教育委員 第8波とも言われているため、私も慎重に対応したほうがよいと思います。

○教育委員 重症化リスクがこれまでより低いとの情報もあるので、徐々に緩和してもよいのではないかと思います。マスクを外すことへの悪評などの風潮もあるので心配ではありますが、危険性を踏まえながら解除していくことを検討してもよいと思います。

○教育長 それぞれの意見も参考にしながら、今後検討します。

